

京都市告示第485号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局北部みどり管理事務所において一般の縦覧に供します。

令和3年12月20日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
畑第二公園	左京区上高野畑町30番3 他	告示の日

(北部みどり管理事務所)